長野市農業委員会第15回総会議事録

１　日　時　　令和６年４月30日（火）
　　開始時刻　午後１時30分　　終了時刻　午後２時30分
２　場　所　　講堂（第二庁舎10階）
３　出席委員

１番　阿部　孝二	２番　北村　　守	３番　駒村　保幸
４番　青木　　保	５番　久保田清隆	６番　野池　　久
７番　長谷部　孝	８番　小池　知永	９番　渡邉　美佐
１０番　小林　清男	１１番　清水　　貢	１２番　鈴木啓佐利
１３番　奥山　雅茂	１４番　山本　忠宏	１５番　祢津　光博
１６番　北澤　万正	１７番　横山　幸季	１８番　髙木喜久夫
１９番　曽根　信一	２０番　花見ひとみ	２１番　近藤　利章
２２番　宮﨑　治夫	２３番　善財　良治	２４番　佐藤　　隆
２５番　和田　　修		

４　欠席委員
５　会議に出席した職員
　農業委員会事務局

参事兼事務局長	浅川　清和	主幹兼事務局長補佐	笠井　英明	事務局長補佐	松橋　秀樹
事務局長補佐	西村　武次	係　　長	曽根　明美	係　　長	駒村貴久美
主　　事	成島　和沙				

６　議　事
(1) 農地法等に係る事項について
　議案第140号　農地法第３条の規定による許可申請について
　議案第141号　農地法第４条の規定による許可申請について
　議案第142号　農地法第５条の規定による許可申請について
　議案第143号　農地法施行規則第94条の規定による意見決定について
　議案第144号　非農地決定について
　報告第45号　農地法第４条の規定による届出について
　報告第46号　農地法第５条の規定による届出について
(2) その他農業委員会事務に係る事項について
　議案第145号　令和５年度 農業委員会事業報告について
　議案第146号　令和６年度 最適化活動の目標の設定等について
　議案第147号　農地利用最適化施策に関する意見書の作成について
　議案第148号　長野市都市計画審議会委員の推薦について

曽根会長代理　ただ今から、第15回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員は在任委員25名中25名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項に基づき総会は成立しております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長　改めまして、皆さん、ご苦労さまでございます。それぞれお忙しいところ総会にご出席いただきまして、ご苦労さまでございます。今、曽根代理さんのほうからもお話がありましたように、大きな災害、大きな天候の不順も今のところなく、昨年度であれば凍霜害で非常に大きなダメージがあったんですけど、今のところ順調にいっております。ぜひ、このまま果物の順調な結実を願わずにはいられません。

今日は、総会、そしてこの後、研修会が予定されています。午後、フルタイムびっちりとスケジュールに含んでおります。ちょっとハードですけども、どうか皆さまがたの自分のベストの対応で、それぞれの研修等々受けていただければありがたいなというふうに思っております。

さて、昨年の秋から取り組んでまいりました地域計画の、特に農業委員会の仕事として、目標地図の策定、素案作りという大きなミッションを与えられました。精力的に、昨年の秋から長野市33ブロックで取り組んでいただきまして、おかげさまでこの４月26日現在、農業政策課からの情報によりますと、事前打ち合わせは100パーセント。素案の作成につきましても、おかげさまで100パーセントという報告を受けており、あと一部は、話し合いの少し残された部分をこれからされるということで、延べ人員で1,774名の方がこの集会に参加をいただいたということでございます。はじめにこの地域計画の話が私ども農業委員会に出たときに、本当に地域を巻き込んでの話し合いなんてのはできるんだろうかということで、若干不安もあったんですけども、おかげさまで精力的な皆さん方の活動のたまものによりまして、まだ１年は残す段階ではございますけれども、おおむねめどが付いてきたかなというふうに思っております。

ただ、この計画も、これがあくまでもまだスタートでございます。これから、いよいよ国のほうでは、これの運用方法等々含めまして、細かい条例といいますか、指示といいますか、そういったものが出てきますので、また具体的なことが各地域に反映されるような動きになろうかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから今日、もう一つお伝えしとかなきゃいけないのが、営農型太陽光発電の事業についてでございます。既に、国としては、

いわゆる化石の代替エネルギーとして太陽光を積極的に使うということで、特に住宅を有効的に使おうということでの事業については、大きな支援を行うという都道府県も出ておりますけれども、私どもの農業に関することを言えば、営農型太陽光発電ということで、今までも長野市でも何点か事例がございましたけども、正直申し上げまして、この制度そのものが、農業と太陽光発電の事業両方ともバランス取りなさいと。農地でやる以上は、農地の効果をきちんと出しなさいという指導がございました。ところが現実、長野県内いくつかの場所でも課題になっているんですけれども、なかなか思うどおりの営農の結果が出てないと。どちらかといえば発電のほうに軸足をおいてしまって、農業がおろそかになっているということで、法律の趣旨からすれば逸脱しているということで、非常に農業委員会サイドも判断に苦しんだんですけれども。それをもうちょっと明確にしましょうということで、今回、国のほうでも、今までは局長通達という通達で動いてたんですけども、これを規則にしました。規則にすることによって、ある程度、設置に対する申請の手続きが面倒になる。それから長野県の場合は、この４月に条例が出されました。これは太陽光発電事業全体でございますけれども、その中には、地域の合意が必要ですよという項目が、今回出ています。

そういったことから、事業を推進する立場からすれば、ちょっとややこしく面倒くさいことになったなというふうに思いますけれども、私ども農業者といたしましては、農地を守るという観点から、いわゆる営農型太陽光発電いうのは簡単にいかないよという、一つの大きなステップになってるんじゃないかなというふうに思っています。詳細については、またあらためて、農業委員会もしくは農政課のほうから皆さんがたに説明をする機会を設けようというふうに思っておりますので、ご承知願いたいというふうに思っております。

それからもう一つ、皆さんがたに活用いただきたいのは、今回の調査会の資料の中に、令和５年度版の農地調整活動ハンドブックという、この本を入れております。非常に細かい内容、特に条例のだとか事例だとか、いくつか載っていますけれども。これは事務局、これは市町村もそうですし、県もそうですし、その事務局が実際に事例ごとに判断をする、大きなマニュアルです。この内容さえ、ある程度、皆様方必読をしていただければ、いわゆる規定に基づいた運用がなされるというふうに理解をしております。

実を言いますとこれ、事務局だとか農業会議のほうの、どっちか言えば参考資料に使ってたんですけれども、私どものほうから

長野県の農業会議に対して、全委員さんに配ってほしいということで、今回長野県の農業会議のほうで、全農業委員さん、推進委員さんに、配布をしたということの経緯がございますので、ぜひ有効活用をお願いしたいというふうに思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、本日は農地法関係だけでございます。この後、研修が控えておりますので、効率よく会議を進めていきたいというふうに思ってますので、ご協力をお願いをいたしまして、開会の挨拶といたします。よろしくお願いします。

曽根会長代理　青木会長、ありがとうございました。続きまして、浅川事務局長よりご挨拶をお願いいたします。

浅川参事兼事務局長　どうもこんにちは。本日は、大変ご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、このたび、４月１日付の人事異動で農業委員会事務局長を仰せつかりました浅川清和と申します。どうぞ皆さま、よろしくお願いいたします。私、実は農政部局を含め、今回初めてということもございまして、委員の皆さま方には、何かとご迷惑をお掛けする場面があろうかと存じますが、職員の力を借りて精いっぱい職責を果たしてまいりたいというふうに考えております。どうぞご指導のほど、よろしくお願いをいたします。また、今回、私を含め５名の職員が新たに転入をいたしました。私も含め、どうぞよろしくお願いをいたします。

この１カ月ほどの間でございますが、職員や或は役員の方々から、様々なお話をお聞きしておりました。今後、現場も含め、理解を深めて、農政部局と一体となって、個性と多様性のある長野市の農業の強みを生かしてまいりたいと、そして将来につなげてまいりたいと一生懸命取り組んでまいります。また昨今、農業委員の皆さま、それから推進委員の皆さま、大変多忙でかつ任務の重大さが増しているように感じているところでございます。それをお支えする我々事務局職員も同様でございまして、身が引き締まる思いでございます。

結びに、この春は比較的穏やかな陽気がここしばらく続いておりますが、今後は、もう少し適度にお湿りもあって、豊作の１年となりますことをご祈念申し上げ、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

曽根会長代理　浅川事務局長、ありがとうございました。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第６条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長　それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。ご協力よろしくお願いしま

す。

最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号７番、長谷部孝委員。議席番号８番、小池知永両委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第１項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件に関しまして、当事者または関係者となっている方がございましたら、お申し出ください。特に事務局では、なしというふうな判断をしていますけど、皆さん方、よろしいですか。

【該当者なし】

議　　長　それでは、関係者なしということで議事を進めさせていただきます。次に、議案の訂正等の報告を事務局よりお願いを申し上げます。

笠井主幹兼事務局長補佐　事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。初めに、資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙、総会資料一覧確認用のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

それでは資料の訂正に移ります。お手元の第15回総会農地法等議案（本冊）訂正票（総会）をご覧ください。訂正は、本冊の農地法等議案の２カ所でございます。１カ所目は、９ページの８番です。面積が間違っておりましたので、訂正票のとおり訂正させていただきます。２カ所目も、９ページの９番です。受人の氏名の漢字が間違っておりましたので、訂正票のとおり訂正をさせていただきます。以上でございます。

議　　長　それでは議事に入ります。農地法等に関する事項について審議を行います。議案第140号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐　議案第140号 農地法第３条の規定による許可申請についてをご説明申し上げます。本冊１ページをご覧ください。番号１番から４ページの11番までの11件でございます。内容は、所有権移転案件が10件、使用賃借権案件が１件となります。１番、８番及び11番は、農家創設でございます。なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第３条第２項の各号に掲げる、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合

的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりませんでした。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いをいたします。初めに北部地区調査会長から、１番から４番についてお願いいたします。

善財地区調査会長　北部の善財です。議案の説明をいたします。１番につきましては、有償による所有権移転であります。備考欄にありますとおり農家創設案件でありまして、今まで経営農地はない方が、そばを耕作するということで、津野地籍の登記地目は、田。現況は土盛りがしてあります畑でございます。これにつきましては、過去において、渡人のほうで、客土といいますか、土砂を入れた経過がありまして、それが隣接する農地にこぼれ落ちるというような事態を招いてしまいましたけれども。一部、渡人の責任においてその解決を図ってきていただいてはいますけども、まだ完全に解決には至っていないという状況にあります。過日、調査会におきまして、受人の出席を求めて、過去の状況も含めて今後の営農方針を聞き取ったところ、営農意欲はあるということで、許可妥当と判断いたしました。

２番でありますが、有償による所有権移転であります。これにつきましては、渡人と受人は近い親族に当たる方でありまして、受人は以前からこの申請地を管理作業してきているという状況にあります。この方は中野市の方で、中野市農業委員会からの耕作証明によりますと、現在 7,936 ㎡の耕作をする農家であるということで、問題ないということで、許可妥当と判断いたしました。

３番、４番、関係ありますけれども。まず３番でありますが、３番、４番、これはエムウエーブ南側農地の産業団地のつぶれ地に対する代替地でありまして、それぞれ受人におきましては、エムウエーブ南側の産業団地で農地がつぶれるということから、新たに代替の土地を●●さん他に求めるものでございます。３番につきましては、水稲を耕作したいということで、●●さんのほうへ移転するものであります。

この●●さん、議案番号４のほうにも名前出てきておりますが、議案番号４、説明いたします。●●さん他３名の共有農地でありますけれども、同じ理由によりまして、エムウエーブ南側の産業振興団地の代替地として、●●さんのほうへ譲るということで。●●さんは現在、2,900㎡ほどの経営をしておりますが、水

稲、大豆、ミニトマトを耕作したいということでありまして、許可条件に照らし合わせまして、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議　　長　　続きまして、西部地区調査会長から、５番についてお願いします。

和田地区調査会長　　西部地区調査会の和田です。５番につきましては、渡人が高齢で耕作できないということで、受人の住宅近くの畑を有償で譲って、受人はこの畑で野菜作りを行うということであります。許可要件を満たしておりますので、承認することに問題はないと思います。以上です。

議　　長　　続きまして、中部地区調査会長から、６番から８番お願いします。

北村地区調査会長　　中部調査会の北村です。まず６番、７番なんですが、同じような案件でありまして。小さい面積ですけれども、受人の自宅の隣接農地を、渡人の要請がありまして、それを購入し、農地として今後も継続して活用するというものであります。これよかったかなと、許可条件に適合してるというふうに判断をいたしました。

８番なんですが、これは農家創設であります。調査会で耕作者本人から営農計画の説明を受けましたが、この方はまだ現役なんですけれども、公務員ですし、定年前から兼業にはなりますが農業に取り組みたいという意欲のある方で、大いに期待できるという感想を持ちました。計画書の内容も堅実でありまして、許可条件に適合していると判断をしているところであります。以上であります。

議　　長　　続きまして、南部地区調査会長から、９番についてお願いします。

小林地区調査会長　　南部地区の小林です。３条の９番につきまして、南部調査会で審議をいたしました。有償による所有権移転の案件でございますけれども、許可条件に適合しているということで、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議　　長　　続きまして、東部地区調査会長から、10番及び11番お願いします。

近藤地区調査会長　　東部地区調査会、近藤です。まず 10 番ですが、渡人はこの農地を相続されたものですが、耕作はできないということから、従前より耕作を行っていた受人に、今回所有権を移転されたというものです。以前は、口頭による耕作ということであったんですけれども、今回、所有権の移転により正式に受人が取得して、ぶどう栽培を行うというものです。

11番につきましては、農家創設の案件です。借受人の●●さん、運送業とあるんですけれども、以前よりその事業の傍ら農作業を

若干営んでいたと。今回、農地のほうを使用貸借した中で、農業のほうに軸足を置いてしっかり取り組んでいきたいというものでございます。ということで、２件とも許可相当と判断いたしたものでございます。

議　　長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。特にいいですか。

【質疑なし】

議　　長　それでは、意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第140号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 140 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第141号 農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐　はい、議案第141号 農地法第４条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。５ページをご覧ください。番号１番の１件でございます。１番の駐車場を設置する転用案件で、駐車場面積は99㎡でございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断しました。なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達しておりました農地法第４条の４案件は、全て許可済みとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件について地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。東部地区調査会長から、１番についてお願いします。

近藤地区調査会長　東部地区調査会、近藤です。この案件につきましては、追認の案件でございます。住宅地に隣接した三角形の形の悪い農地。これがコンクリート敷きの駐車場として使用されていたというもの、現在も使用されているというものです。申請人は、昨年この農地等を相続された中で、先代によって既に手続き等は済んでいるものと思われておいでになったということです。今回、農地法の他の申請の関係で、まだこちらのほうの正式な手続きが済んでいないということが判明して、今回、転用の手続きを行うものでございます。申請者もその辺、よく把握していなかったということで、深く反省をされているということでございます。形も三角

形の非常に不整形な土地で、既にコンクリート敷きというような中で、駐車場として利用されているということで、許可相当と判断をしたものでございます。

議　　長　ありがとうございました。これより審議に入ります。ただ今の事務局説明並びに東部地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。特によろしいですか。

【質疑なし】

議　　長　それでは意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第141号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 141 号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第142号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐　議案第 142 号 農地法第５条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。７ページをご覧ください。番号１番から９ページの９番までの９件でございます。１番は、養蜂用倉庫及び資材置き場を設置する転用案件です。２番は、病院駐車場を拡張する転用案件でございます。３番は、農家分家住宅を設置する転用案件で、備考欄に農振除外日と記載のありますとおり、令和６年３月４日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。４番は、農家住宅を建築する転用案件です。５番は、駐車場と資材置き場を設置する転用案件です。６番は、駐車場を設置する転用案件です。７番は、住宅への進入路を設置する転用案件です。８番は、駐車場を設置する転用案件です。９番は、現場事務所及び重機、資材置き場を設置する一時転用案件で、許可日から令和７年３月 31 日までとしております。なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達しておりました農地法第５条の７件の案件のうち、５件は許可済みとなっております。開発許可の必要な２件は、まだ許可書が届いておりませんが、特段の指摘がないことから、近々許可の見込みとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　事務局からの説明がありました。それでは各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいた

します。初めに、北部地区調査会長から、１番から３番についてお願いいたします。

善財地区調査会長　北部の善財です。１番につきましては、有償による所有権移転案件であります。受人は養蜂業を営んでおりまして、養蜂用の倉庫、それから資材置き場の設置をしたいということでありますが、既に利用が開始されておりまして、追認案件でありますが、それぞれ許可要件に合っていると判断しまして、許可妥当と判断いたしました。

２番につきましては、これは有償による所有権移転であります。受人は医師ということでありますが、耳鼻咽喉科医院を開業しておりますが、その駐車場が狭いということから、医院に隣接した土地を駐車場用地として転用したいというものであります。転用許可基準に合わせまして、周囲に対する影響も、支障は少ないと判断いたしました。

それから３番でありますが、使用賃借権設定による農家分家住宅ということで、貸人と借人は親子の関係になります。周囲に与える影響は支障が少ないということから、農家分家住宅のための転用許可妥当と判断いたしました。以上です。

議　　長　続きまして、西部地区調査会長から、４番についてお願いします。

和田地区調査会長　西部地区調査会の和田です。４番につきましては、農家住宅の建築ということで、受人はここに転用して農家住宅を建築したいために、所有権の移転を行うものであります。許可要件を満たしておりますし、周囲への影響もないので、承認することに問題はないと認めます。以上です。

議　　長　続きまして、中部地区調査会長から、５番及び６番お願いいたします。

北村地区調査会長　中部地区であります。まず５番なんですけども、借人が現在借りている資材置き場と駐車場、これを返還しなければならないということになりまして、今回の申請地を転用したいというものであります。事業計画書と現地を子細に確認しましたが、周辺は宅地化が進んでおりまして、営農には支障がないことから、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。

それから６番なんですけれども、これは受人の現行の本社用地が手狭になりまして、新たに従業員の車とダンプ等の重機を置くための駐車場を設置したいという案件であります。事業計画書と現地を確認しましたが、まず１点目は、周辺農地の営農条件には支障はないということを確認いたしました。２番目は、水路に接しておりますので、その水路の管理に十分注意をするということと、定期的に清掃を行うということ。それから３番目に、近隣住

民には説明をし、了承済みであること。以上の３点を確認しましたので、調査会では許可相当という結論を出しました。以上になります。

議　　長　続きまして、南部地区調査会長から、７番及び８番お願いします。

小林地区調査会長　南部地区の小林です。５条の７番と、８番につきまして。７番に関しましては、篠ノ井の塩崎において、住宅への進入路を設置するための申請であります。譲受人は、申請地に隣接する宅地に住宅を建設するに当たり、この住宅敷地に道路から進入するために、本件農地の贈与を受け、進入路とする計画をしております。

また、８番につきましては、篠ノ井山布施において駐車場を設置するための申請です。譲受人は、主な事業内容は建設業をする法人であります。社員の通勤及び除雪車等を駐車するため、本件農地を賃借し、駐車場を設置する計画をしております。

以上、７番、８番、２件につきまして、南部調査会で審議をいたしました結果、いずれも周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れがないと認められるため、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議　　長　続きまして、東部地区調査会長から、９番についてお願いいたします。

近藤地区調査会長　東部地区調査会、近藤です。この案件につきましては、長野市発注の道路の改良事業に伴い、その改良対象となる道路の沿線にある農地について、現場事務所の設置や資材置き場ということでの一時転用の申請でございます。当該地は従来よりちょっと荒れた状態であったということで、また周辺への影響も特にないということで、調査会では許可相当と判断しました。ただ、調査会の段階で、現場事務所が設けられるということで、雑排水の発生が予想されるのではないかと。その調査会の時点では、そこはまだ判明していなかったということで、事務局より確認をしていただいて、もし雑排水の発生があるということであれば、適正な処理を要請するという条件付きでの判断でございました。なお、確認をしていただいたところ、給排水設備は設けない、水の使用はないということで、雑排水の発生はないということが確認できました。以上です。

議　　長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特によろしいですか。

【質疑なし】

議　　長　それでは意見がないようでございますので、採決に入ります。

議案第142号につきまして、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 142 号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第143号 農地法施行規則第94条の規定による意見決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐　議案第 143 号 農地法施行規則第 94 条の規定による意見決定についてをご説明申し上げます。11 ページをご覧ください。番号１番の１件です。本件は、農林水産省が管理する農地を売り払うために、入札の申込者がきちんと耕作を行うと認められるものか否かについて、農林水産大臣が農業委員会に意見を聞くというものでございます。農地法施行規則第 94 条にはそのことが規定されており、今回、意見を求められているものでございます。

今回の申請者について確認したところ、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、農地法施行規則第95条第１項に該当するものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今、事務局より説明がありました。それでは、番号１番について、北部地区調査会長から、補足説明をお願いいたします。

善財地区調査会長　北部の善財です。本案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、国有地の売り払いに関して、農地としての利用が見込めるかという判断でございます。この案件につきましては、申請者の欄の下に、経営面積と記載ありますが、この面積の土地の隣接に国有の農地が存在しているものでありまして、ネギ、大根等を作付け予定ということでありますので、支障ない旨の意見を交付して差し支えないと調査会では判断いたしました。以上です。

議　　長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに北部地区調査会長からの説明について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議　　長　それでは、意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第143号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 143 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第144号 非農地決定についてを議題といたし

ます。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

笠　井　主　幹
兼事務局長補佐　議案第144号 非農地決定についてご説明申し上げます。13ページをご覧ください。番号１番から、18ページの156番までございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で、山林・原野と判定されました農地につきまして、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で、農業委員会の農地台帳へも非農地として反映されます。また、農地所有者は、送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。18ページをご覧いただきたいと思います。面積の集計が載せてございますが、今月、ご決定いただくものは、山林が45筆、面積が28,834.61㎡。原野が111筆で、面積が35,859.80㎡。合計で156筆、64,694.41㎡でございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　ただ今、事務局より説明がありました。これより審議に入ります。当案件について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議　　長　ないようでございますので、採決に入ります。議案第144号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 144 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第45号 農地法第４条の規定による届出について、報告第46号 農地法第５条の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

笠　井　主　幹
兼事務局長補佐　報告第 45 号 農地法第４条の規定による届出について、ご報告申し上げます。19 ページをご覧ください。番号 110 番から 113 番までの４件です。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届出ればよいこととなっております。４条の転用届出となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第46号 農地法第５条の規定による届出についてをご報告申し上げます。21ページをご覧ください。番号227番から24ページの238番までの12件でございます。同じく市街化区域内の届出ですが、５条の転用届出で、農地の権利移動を伴う転

用届出になります。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の２件についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今、事務局から報告第45号及び第46号について説明がありました。発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議　　長　それでは、報告案件でございますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは次に、その他農業委員会等に関わる事項について審議をいたします。議案第145号 令和５年度農業委員会事業報告についてを議題といたします。本件につきましては、事務局より、各地区調査会での意見等検討状況を含め、議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐　議案第145号 令和５年度農業委員会事業報告につきましてご説明申し上げます。資料の1-1をご用意ください。この資料は、令和５年度において実施しました農業委員会の事業及び活動実績を取りまとめたものでございます。１ページから５ページが、事業計画に基づく主要事業の活動報告です。６ページから９ページが、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく審議、決定件数や各地区調査会の活動に伴う実績等を数値で表したものでございます。10ページから最後までが、農業委員会、役員会、総会、地区調査会、農家相談会等の主要な会議を一覧にまとめたものでございます。なお、詳細につきましては、各地区調査会におきまして説明しました。修正等ございませんので、省略をさせていただきたいと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　それでは、議案第145号 令和５年度農業委員会事業報告につきまして、各地区調査会で説明をさせていただきました。それを前提に、あらためて総会でこの内容を確認したいと思います。調査会を含め、この案件につきまして、皆さんのほうからご質問、ご意見等ございましたら、あらためてお願いをしたいと思いますけども、いかがでしょうか。大丈夫ですか。この内容で間違いなかったということで、いいですね。

【質疑なし】

議　　長　それでは質問がないようでございますので、採決に入ります。議案第145号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　ありがとうございました。全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 145 号 令和５年度農業委員会事業報告については、原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第146号 令和６年度最適化活動の目標の設定についてを議題といたします。事務局から、本案件の説明をお願いいたします。

松橋事務局長補佐　事務局の松橋と申します。よろしくお願いします。着座にて失礼をいたします。資料ナンバー２をご覧ください。こちらにつきましても、先ほどの事業報告と同様、各地区調査会でご説明をさせていただきまして、特段、委員の皆さまからはご意見等ございませんでしたので、このままご審議のほう、総会でいただければと思います。よろしくお願いします。

議　　長　ただ今、議案第146号 令和６年度最適化活動の目標の設定等につきまして、事務局より提案説明がございました。既にこの内容につきましても、調査会で説明をさせていただいております。皆さんのほうからあらためて、本日の総会で、この内容についてご質問、ご意見等々ございましたら、確認をしたいと思いますけど、いかがでしょうか。この内容でご質問、ご意見ございませんね。

【質疑なし】

議　　長　それでは、採決に入ります。議案第146号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　ありがとうございました。全員の賛成を確認させていただきました。よって、議案第 146 号は、原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第147号 農地利用の最適化施策に関する意見書の作成についてを議題といたします。それでは事務局から、本案件の説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐　事務局の西村でございます。着座にて説明させていただきます。お手元の資料ナンバー３番をご覧ください。農地利用の最適化施策に関する意見書の作成について、私のほうで、地区調査会のほうでもご説明させていただいたんですけれども、昨年と変更になっていることを、確認の意味を含めまして、ご説明させていただきます。まず、１番の意見書の作成につきまして、１番の (2) をご覧ください。令和６年度の作成に当たりましては、イの黒ぽつが二つあるんですけれども、下のほうをご覧ください。令和５年度にアンケートを実施させていただきまして、そこで出たご意見、要望事項、それから令和６年２月 28 日の研修会において頂戴いたしましたご意見、それから役員の意見を踏まえて、素案の作成をさせていただきたいと考えております。

そして最終的には、10月に実施される農政懇談会において意見

書を提出するわけなのですけれども、農政懇談会の日程につきましては、２番の（2）開催の日程のところをご覧ください。今年度の実施日程につきましては、10月22日火曜日でございます。場所がホテル国際21。こちらのほうに、会場と市長の日程は確保してございます。これに向けて、意見書のほうを取りまとめていくことになりますけれども、日程につきましては３番をご覧ください。令和６年度の意見書作成、提出に向けてのスケジュールということで、５月から、意見内容の検討から、10月の市長への意見書提出までのスケジュールにつきましては、役員会、地区調査会等、ご覧いただいている内容で進めてまいりたいと思っております。私からの説明、以上です。よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今、議案第147号 農地利用最適化施策に関する意見書作成について、事務局より説明ございました。この内容につきまして、皆さんのほうからご意見あれば、お願いをいたします。意見の吸い上げ方法、それからスケジュール等々について、この内容でよろしいですかね。

【質疑なし】

議　　長　これからまた具体的なテーマ、議題等々の肉付けを進めてまいります。その段階その段階で、皆さまがたにもまたご意見を求めていくということになると思います。それでは、確認をいたします。質問がないようでございますので、採決に入ります。議案第147号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　ありがとうございました。全員、賛成を確認いたしました。よって、議案第 147 号 農地利用最適化施策に関する意見書の作成につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第148号 長野市都市計画審議会委員推薦についてを議題といたします。それでは事務局から、本案件の説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐　引き続き、私から説明をさせていただきます。資料４番のものをご覧ください。まずこちらのほうは、長野市都市計画課のほうから依頼があったものでございます。現在の委員さんの任期が、令和６年３月をもって満了してございます。それで、都市計画審議会、委員会概要についてなんですけれども、２番をご覧ください。都市計画法第77条の２に基づき設置するもので、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査及び審議することになっております。年間４回程度開催されるもので、１回当たり２時間から３時間程度、ご審議いただくものでございます。３番、推薦者数についてなんですけれども、１名をご推薦いただきたい

という依頼でございます。４番、審議会委員の候補者の推薦についてなんですけれども、令和６年３月31日までにつきましては、近藤利章東部地区調査会長にご就任をいただいておりました。事務局案といたしましては、４月以降も引き続き、近藤利章東部地区調査会長にお願いしたいと考えております。説明のほうは以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今、議案第148号 長野市都市計画審議会委員の推薦について、事務局から提案がございました。この件につきまして、皆さまのほうからご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議　　長　それでは、確認をいたします。議案第148号について、原案のとおりに決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　ありがとうございました。全会一致でございます。議案第 148 号 長野市都市計画審議会の推薦については、原案のとおり決定いたしました。近藤調査会長は、引き続き、またよろしくお願いいたします。

以上で、予定をしておりました議事が全て終了いたしました。特に、その他の皆さんがたのほうから、議案に匹敵するような内容でご提案等あれば。特によろしいですかね。それでは、ありがとうございました。非常に効率のよい総会、議事進行ができました。この後の進行を曽根代理さんのほうにお渡ししたいと思います。よろしくお願いします。

曽根会長代理　青木会長、ありがとうございました。以上で本日の議事は終了となりました。次に、８のその他に移ります。本日、議事全体を通しまして、議員の皆さまからご意見等ありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。では、なければ、事務局から今後の説明をお願いします。

西村事務局長補佐　私から、今後の日程についてご連絡を申し上げます。まず、次第のほうをご覧ください。一番下のほうなんですけれども、今後の日程ということで、次回の第 16 回総会につきましては、５月 31 日金曜日、午後１時 30 分から午後４時までの予定で、会場を 203 会議室、第２庁舎 10 階になりますけれど、こちらで行いたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、次第の裏面をご覧ください。２で、令和６年５月の地区調査会及び農家相談会日程等についてということで、こちらの５月の日程をご覧いただいているとおり行いたいと思いますので、ご承知おきください。

それから３番の今後の会議等の日程一覧というところで、１

点、ご訂正をお願いしたいと思います。７番の、第16回役員会のところなんですけれども、対象が農業委員となってますが、対象は役員の誤りでございます。おわびし、訂正をさせていただきます。今後の日程のところで新たに追加した項目が、７番と８番でございます。16回役員会は、６月13日木曜日、午後１時30分から午後３時30分まで。会場が会議室203号室になります。それから、17回総会につきましては、６月28日金曜日、午後１時30分から午後４時までの予定で、会場のほうが同じ203会議室になりますので、ご予定のほう、よろしくお願いいたします。連絡事項は以上になります。

曽 根 会 長 代 理　ありがとうございました。それでは、以上で第15回の総会を終了といたします。皆さま、お疲れさまでした。